

物品入札参加資格審査申請書提出要領

長岡市
長岡市水道局
長岡地域土地開発公社

令和８・９年度において、長岡市、長岡市水道局及び長岡地域土地開発公社（以下「長岡市等」という。）が発注する物品の製造の請負（印刷）、買入れ、借入れ及び長岡市等が行う物品の売払いに係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する資格の審査を申請される方は、長岡市物品入札参加資格審査規程（平成元年１月２７日告示第５号）及びこの要領により申請書を提出してください。

１ 概要

（１）申請することができる方

次に掲げる事項のいずれにも該当しない方

- ア 営業をした期間が１年に満たない者（１年経過後から随時申請してください）
 - イ 営業に関し、許可認可等を必要とする場合において、許認可等を受けていない者
 - ウ 長岡市の市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税のいずれかにおいて、滞納がある者
 - エ 地方自治法施行令第１６７条の４（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - カ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - キ 暴力団員であると認められる者
 - ク 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - コ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - サ 法人であって、その役員が（キ）～（ケ）までのいずれかに該当する者であるもの
- ※ 提出書類の「誓約書」により、（オ）～（サ）のいずれにも該当しないことを誓約してください。

今回申請された方の入札参加資格及び格付等級の有効期間は、令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までです。（６の受付期間以外に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期間が始まります。）

2 提出書類 ※(1)、(4)、(7)～(12)の書類はダウンロードできます。

	法 人	個 人
(1) 申請書	長岡市指定様式※を片面印刷で提出してください。 ※登録番号が不明な場合は、空欄にしてください。	
(2) 登記事項証明書 又は身分証明書 (写し可)	法務局の発行する履歴事項全部証明書 又は現在事項全部証明書（直近のもの） ※希望する営業種目のうち、定款に記載のある事業目的が載っていない場合は、申請日現在の定款の提出をお願いします。 （目的の記載がある部分のみ） （HP 掲載を印刷したものは不可）	本籍地の市町村長が発行する身分証明書 （直近のもの）
(3) 財務諸表 入札参加資格の審査 申請を行う年の直前の決算期から1年前及び2年前までの営業年度に係る財務諸表 (写し可)	※ 2期分（24 か月分）必要です。 （2期分が24 か月分に満たない場合、24 か月相当分の期分を提出してください。） ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書	※ 2期分（24 か月分）必要です。 （2期分が24 か月分に満たない場合、24 か月相当分の期分を提出してください。） 青色申告書、又はこれに準ずるもの （資産負債調、損益計算書）
(4) 市税の納入状況の確認に関する同意書	市税の納入状況を当市の担当者が確認しますので提出をお願いします。 <u>※市税の未納がない証明書は提出不要です。</u>	
(5) 納税証明書 (写し可) ※申請日の前6か月以内に発行されたものに限る。	法人税・消費税及び地方消費税（その3の3）	申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（その3の2）
	法人税・消費税及び地方消費税（その3の3）、申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（その3の2）について <u>取得場所</u> ＝税務署 ア 非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 イ 取得後6か月を経過していないものを提出してください。 【納税証明書の交付請求手続について】 令和3年7月から納税証明書の申請及び受取までの手続きが電子申請で可能となりました。詳細は国税庁のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。 国税庁ホームページURL＜外部リンク＞ (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)	
(6) 営業許可、登録等証明書 (写し可)	入札参加希望する営業種目が 法令に基づく営業に関する許認可等を必要とする場合 、その証明書等の提出をお願いします。（3頁※参照） ※古物商許可証について 営業区分「売却」を申請する業者のうち、当市から買い取った不用品を他へ売却若しくは交換せず、自社でのみ使用する場合（古物営業法第2条第2項第1号に規定する古物商に当たらない場合）は、契約検査課にお問い合わせください。	
(7) 委任状	支店・営業所等に入札参加取引の権限を委任する場合に提出をお願いします。 委任者＝本社の住所・商号・代表者職氏名を記載。 受任者＝権限の委任を受ける支店・営業所等の住所・商号・支配人職氏名を記載。	

(8) 電子入札参加申請書 ※既に物品電子入札登録をされている場合は提出不要です。	※現在、電子入札を推進しています。趣旨をご理解いただき、電子入札への積極的な参加をお願いします。 ・電子入札用のＩＣカードは、民間認証局から取得できます。民間認証局、電子入札の登録の流れは市ホームページをご確認ください。(トップ>産業>入札・契約情報>電子入札・入札関係資料>ICカード登録の流れ) http://www.e-bidpub.city.nagaoka.niigata.jp/e-bidpage1.html ・参加するには、ICカードの取得だけでなく電子入札参加申請書の提出が必要です。 ・長岡市の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託で既に申請書を提出されている方についても、物品の電子入札参加申請書は別に提出をお願いします。 (ＩＣカードは同一のものを使用できます。)
(9) 誓約書	暴力団等に関与していない旨の「誓約書」の提出をお願いします。(5頁参照)
(10) 新潟県内支店・営業所等一覧表	新潟県内に、入札参加取引の権限を委任していない支店・営業所等を有している場合は提出をお願いします。
(11) 印刷機械設備調書	印刷業申請業者は、提出をお願いします。
(12) 提出書類チェックリスト	書類が揃っているか確認をするチェックリストです。申請書等と併せて、必ずご提出をお願いします。

＊(6) 営業許可、登録等証明書が必要とする主な例

取扱品目	証明書類	取扱品目	証明書類
医療機器	医療用具販売業届出済証 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証	カーテン・じゅうたん	防災表示者認定証
薬品	毒物劇物一般販売業登録票 医薬品販売業許可証	その他 (不用品売却)	古物商許可証
燃料・ガス	危険物取扱者免状 液化石油ガス販売事業許可証 揮発油販売業許可証 石油製品販売業許可証		

3 記載要領

※申請書、同意書、委任状、誓約書はいずれも押印不要です。

(1) 申請書

A 物品入札参加資格審査申請書について

物品入札参加資格審査申請書入力シートの着色されているセルを入力してください。

『申請区分等』

- 「新規・継続」該当するものを選択。(継続申請の場合は「継続」)

- 「登録番号」継続者は記載 (※不明な場合は、空欄にしてください。)

『申請者(本社)の情報』

- 「市内・県内・県外」 下記の業者区分により選択。※申請日現在

＜事業者の区分＞・市内事業者＝本社の所在地が長岡市内にある事業者

・県内事業者＝本社の所在地が長岡市外の新潟県内にある事業者

・県外事業者＝本社の所在地が新潟県外にある事業者

『支店・営業所等取引の権限を委任する場合』

- 本社の代表者が、入札、見積り、契約の締結、納品、代金の請求及び受領並びに入札時の代理人の選任に関する一切の事務を処理する権限を支店、営業所、事業部等の支配人に委任する場合に記載すること(本社直接契約の場合には、記載する必要はありません)。なお、この欄を記入した方は忘れずに別添の委任状も提出してください。

『入札指名通知等連絡先』

- 当市からの各通知に対応いただく電話番号、FAX番号、メールアドレス、及び入札担当者氏名を記載。

B 営業概要について

※法人の場合は、定款に記載のない目的（事業内容）は申請できません。

- 「1 営業区分」4種類のうち、希望する区分の数字をチェックする。
- 「2 希望する営業種目の分類」
入札に参加したい品目を最高10種類まで選び、希望するものから順次記載。
(別紙1(7頁)の「営業種目表」及び下記記入例を参照)

＜例1 販売・賃貸・売却の場合＞

	大分類		小分類		取扱品目	現在又は履歴事項全部 証明書の目的番号 (※法人のみ)
	コード	品目	コード	品目		
第1希望	1	文具・事務機器類	B	文具	文房具	1
第2希望	1	文具・事務機器類	D	事務機器	複写機、パソコン	1
第3希望	1	文具・事務機器類	A	用紙	コピー用紙、再生紙、画用紙	1
第4希望	10	教材教具	B	パソコンソフト	DVD、教材用ソフト	3
第5希望	15	賃貸借業務	B	OA機器	コピー機の賃貸借、印刷機の賃貸借	1、5
以下つづく						

＜例2 製造の場合＞

	大分類		小分類		取扱品目	現在又は履歴事項全部 証明書の目的番号 (※法人のみ)
	コード	品目	コード	品目		
第1希望	13	印刷	C	パンフレット (20頁未満)	パンフレット	1
第2希望	13	印刷	A	カラー冊子 (20頁以上)	報告書、会議資料	1
第3希望	13	印刷	D	チラシ リーフレット	一枚物の案内、PR物	2
第4希望	13	印刷	E	ポスター	ポスター	2
第5希望	13	印刷	F	事務用印刷物	申請書、伝票 (単式・複式)、 封筒、案内状	2
以下つづく						

- 「3 契約実績」
申請を行う年の直前2年間の営業年度における官公庁等（なるべく新潟県内）との契約高で、主たるものを5件まで記載すること。
- 「4 取扱品目のメーカー名」
取り扱いできるメーカー名を得意な順に記載すること。(50件まで)

C 経営審査項目について（別紙2(9頁)及び別紙3(11頁)の記載例を参照のこと）

「決算期別売上高」、「決算期別払込資本の額又は出資の額」、「決算期別自己資本額」の端数は四捨五入してください。

- 「決算期別売上高」
①「前期分決算」とは、申請日の直前の決算期から1年前までの営業期間の決算をいう。
②「前々期分決算」とは、申請日の直前1年分決算のさらに1年前の営業期間の決算をいう。
③個人事業者から会社組織に移行した場合又は他の事業者と合併した場合等にあつては、移行前の事業者又は合併前の事業者の実績（ただし、申請者が行っている事業者に係るものに限る）を含めた実績を記載。

※新規事業者で、決算の実績がない場合には、最初の決算期以後からの申請となります。

● 「決算期別払込資本の額又は出資の額」

「払込資本金」とは、法人にあっては払込済みの額、個人にあっては次期繰越純資本金、組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいう。

● 「決算期別自己資本額」

「自己資本額」とは、法人にあっては「株主資本」に「評価換算差額等」を加えた額又は「純資産」から「少数株主予約権」「新株予約権」等を差し引いた額をいう。

個人にあっては純資本の額をいう。

● 「常勤職員数」

「常勤職員数」とは法人にあっては常勤役員の数を含めたもの、個人にあっては事業主を含めたもの、組合にあっては組合の役職員と組合員の常勤職員との合計をいう。

● 「営業年数」

①「創業年月日」欄には、組織変更又は営業の相続が行われ、かつ、現事業者と前事業者とが同一性を保持している場合は前事業者の創業時を、また、事業者の合併が行われた場合は、合併前の各事業者の古いものの創業時を記載。

②営業年数は直前決算期末現在で記載し、1年未満の期間は切り捨てる。

(9) 誓約書

- ・誓約書は代表者名で作成してください。
- ・誓約書の提出がない事業者の入札参加資格審査申請は受け付けません。

4 物品入札参加資格審査申請書記載事項変更届について

＜令和8・9年度定期申請・随時受付＞

申請書を一度提出後、下記表の事項について変更があったときには、速やかに別添の変更届（変更事項によっては、それに付随する必要書類）を提出してください。

変更届の審査及び受理後、変更後の内容で入札参加資格を有効とします。

＜現在登録のある事項に変更があったとき＞

変更届及びそれに付随する必要書類を提出してください。

特に、(1) 及び (2) の変更事項について、変更年月日（(2) においては、委任期間の開始日）は、変更の事実が発生した日としてください（登記した日ではありません）。

変 更 事 項	必 要 書 類
(1) 申請者（本社）の住所、商号又は名称、代表者職氏名	・登記事項証明書又は身分証明書 ・支店等に権限を委任している場合は委任状 ・誓約書
(2) 受任者の住所、支店名等、受任者職氏名	・委任状
(3) 指名通知等連絡先の電話、FAX番号、メールアドレス	
(4) 営業概要及び希望営業種目の追加・削除等の変更	・入札参加希望する営業種目が法令に基づく営業に関する許認可等を必要とする場合、その証明書等が必要です。（3頁参照） ・営業種目が追加になる場合は現在事項全部証明書（写し）が必要です。

※「使用印鑑」の変更は、届出不要です。長岡市に債権者登録をしている場合は、別途、会計課へ「債権者登録（変更）申請書」を提出してください（市ホームページトップ＞総合メニュー＞申請書ダウンロード＞債権者登録・請求書）

（届出がなく入札事務に支障をきたす場合、入札参加資格を取り消す場合があります）

5 決定通知について

資格審査後、物品入札参加資格決定通知書を送付します。

令和8・9年度定期申請においては、令和8年3月下旬から随時発送します。通知書は、大切に保管してください。

6 受付期間・提出方法（令和8・9年度定期申請）

(1) 期 間：令和7年10月14日（火曜日）から令和7年12月15日（月曜日）まで

※ただし、土・日・祝日を除く

※郵送の場合は当日消印有効

(2) 時 間：平日午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法：申請書類は、持参又は郵送してください。

（電子メール及びFAXでの提出はできません。）

※申請書及び添付書類一式はとじずにそのまま提出してください。

※受領書等の発行はしておりません。

受領書等の送付を希望する場合は、必ず受領書（任意の様式）と切手を貼った返信用封筒、又は切手付き（85円切手）ハガキを同封してください。

料金不足の場合は、着払いで不足分を負担していただきます。

(4) 随時受付

令和7年10月10日（金曜日）をもって、令和7年度の随時受付は終了とします。

令和8年4月1日以降から随時受付を行います。

※毎月20日までに申請書を受け付けた方は翌月の1日からの登録となります。

これ以降の申請については、翌々月の1日からの登録となります。

7 その他

申請書等は、必ず、長岡市所定の様式を市ホームページ（トップ>産業・入札・契約>入札・契約>入札参加申請）からダウンロードのうえ使用してください。

※ 最新の様式をダウンロードしてご使用ください。

※ 長岡市所定の様式以外の申請書は、受付できません。

8 提出先及び照会先

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階
長岡市役所大手通庁舎 長岡市財務部契約検査課物品契約係
電 話：0258-39-2210
FAX：0258-39-2276

営 業 種 目 表

別紙 1

大分類		小分類		取扱品目例	大分類		小分類		取扱品目例		
コード	品目	コード	品目		コード	品目	コード	品目			
1	文具・事務機器類	A	用紙	コピー用紙、印刷用紙等 文房具 印鑑・ゴム印 複写機、パソコン、パソコンソフト、印刷機	10	教材教具	A	教材	学校・保育用教材等 ビデオ・DVD含む ピアノ、太鼓、フルート等 書籍、雑誌等		
		B	文具				B	パソコンソフト			
		C	印章		11	スポーツ・遊具類	C	楽器		トレーニングウェア、シューズ・ブランコ、ジャングルジム等	
		D	事務機器				D	図書			
2	家具類	A	家具	応接セット、学生机、イス等	12	雑類	A	贈答品	花瓶・銅器・茶器		
3	電気機器類	A	電気・通信機器	テレビ・ビデオ・DVD、電話機・ファクシミリ等			B	時計・貴金属	置時計等		
		B	冷暖房機器・その他	エアコン、温風ヒーター等			C	盾・トロフィー	盾・カップ等		
4	産業機器類	S	その他	上記以外の電気機器	13	印刷	D	日用雑貨	清掃用品、家庭金物、荒物		
		A	医療機器★①	医療ベッド、レントゲン、心電計、AED等			E	選挙用品	トイレトーパー、ごみ袋		
		B	介護機器	車いす、介護ベッド、浴槽等			F	表示板・プレート	住居表示用表示板、原動機付自転車標識等		
		C	理化学機器	各種分析・実験機器			G	種苗	園芸用品含む		
		D	計測機器	音響・気象・測量用機器			S	その他	バッジ、ネームプレート、徽章等		
		E	写真機器	カメラ、双眼鏡等			14	売却★⑤	A	カラー冊子(20頁以上)	報告書、計画書等
		F	食器・調理機・厨房機器	食器、オーブン、冷凍冷蔵庫等					B	モノクロ冊子(同上)	報告書、計画書、予算書等
		G	消防・防災機器	消防・防災・水難機器					C	パンフレット(20頁未満)	PR誌、事業概要等
H	工事産業機器	建設・農業・水産・畜産・工作・繊維機械、ドローン等	D	チラシ・リーフレット	一枚物の案内、PR物						
5	薬品類★②	S	その他	上記以外の産業機器	E	ポスター	申請書、伝票(単式・複写)、封筒等				
		A	医療薬品	ワクチン、注射器等	F	事務用印刷物	連続伝票、圧着式はがき、OCR等				
		B	工業薬品	活性炭、プール用薬品	G	フォーム印刷	住基カード、印鑑登録証、国保証等				
		C	農業薬品	除草剤、肥料、飼料	H	カード印刷	マイクロフィルム、シール印刷(ステッカー・ラベル)、スクリーン印刷、アルバム印刷、賞状等				
6	車両・船舶類	S	その他	上記以外の薬品	I	地図					
		A	一般車両	自動車、自転車	S	その他(具体的に記入してください)					
		B	特殊車両	除雪車、救急車、雪上車	15	賃貸借	A	車両	車両のリース		
		C	タイヤ	船外機、ボート等			B	OA機器	OA機器のリース		
D	船舶	車両部品等	C	プレハブ			プレハブ・倉庫等のリース				
S	その他		D	医療機器			医療機器のリース★①				
7	燃料・油脂類★③	A	石油	ガソリン、灯油、重油、潤滑油	16	電力供給	A	電力供給	上記以外のリース		
		B	プロパン類・	工業用ガス 床ワックス			16	電力供給	A	電力供給	
		C	ガス類								
		D	ワックス類								
8	工事用材料類	A	鋼材		鋼材、鋼管、アルミ等	15					
		B	アスファルト類・	アスファルト、コールドタル等	B		OA機器	OA機器のリース			
		C	セメント類	セメント、コンクリート、石灰	C		プレハブ	プレハブ・倉庫等のリース			
		D	砂利・砕石類	砂、砕石	D		医療機器	医療機器のリース★①			
		E	杭・ポール	境界杭、スノーポール等	S		その他	上記以外のリース			
		F	看板	プレート、案内板、標識	16		電力供給	A	電力供給		
		G	諸材料類	木材、塗料							
		S	その他	防じん剤等							
9	繊維・ゴム類	A	被服	作業服、消防制服、制帽、調理服、防寒服	16	電力供給	A	電力供給			
		B	ナイロン・ゴム・革	雨衣、ゴム長靴・手袋、テント、シート、安全靴							
		C	ビニール	ビニール手袋、ポリ袋							
		D	寝具・内装品	カーテン★④、暗幕、畳、布団、校旗							

(7/12)

営業許可、登録等証明書が必要とする場合（詳細は P3）

- ★①医療用具販売業届出済証、高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証
- ★②毒物劇物一般販売業登録票、医薬品販売業許可証
- ★③危険物取扱者免状、液化石油ガス販売許可証、揮発油販売業許可証、
石油製品販売業許可証
- ★④防災表示者認定証
- ★⑤古物商許可証

経営審査項目の記載例

1 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

[借 方]		[貸 方]		(注)
≪ 資 産 の 部 ≫ 千円		≪ 負 債 の 部 ≫ 千円		
I (流動資産計)	41,342	I (流動負債計)	43,689	
現金預金	24,591	支払手形	2,892	
受取手形	2,030	短期借入金	38,666	
売掛金	1,045	未払費用	2,131	
製 品	13,115			
貸付金	340	II (固定負債計)	×××	
前払金	221	長期借入金	××	
II (固定資産計)	×××	III 貸倒引当金	1,320	
建 物	××	×××	×××	
機 械	××	×××	×××	
土 地	××	≪ 純 資 産 の 部 ≫ 94,715 千円		
営業権	××	(ア)		
特許権	××	I (株主資本計) (イ)	87,500	
出資金	××	1 資本金 (ウ)	15,000	
		2 資本剰余金	25,500	
		3 利益剰余金	57,000	
		4 自己株式	△10,000	
III (繰延資産の計)	×××	II (評価・換算差額 (エ) 等)	5,915	
前払費用	××	1 その他有価証券評価差額金	4,215	
創業費	××	2 繰延ヘッジ損益	500	
社債発行差金	××	3 土地再評価差額金	1,200	
		III (新株予約権) (オ)	1,000	
		IV (少数株主持分) (カ)	300	
資 産 合 計	×××	負債・純資産合計	×××	

(注) 流動資産の項において貸倒引当金が既に△で計上されている場合がある。

2 損益計算書 (6.4.1～7.3.31)

	千円
I 売 上 高	(キ) 60,397
II 売 上 原 価	29,162
(売上総利益)	31,235
III 一般管理費、販売費	28,398
(営業利益)	2,837
IV 営 業 外 収 益	1,245
	4,082
V 営 業 外 費 用	870
(経常利益)	3,212
VI 特 別 利 益	0
VII 特 別 損 失	0
(当期純利益)	3,212

<記載例>

区 分	前々期分決算	前期分決算
決算期	① 2023 年 4月から 2024 年 3月まで	② 2024 年 4月から 2025 年 3月まで
売上高	千円 53,603	千円 (キ) 60,397
払込資本の額 又は出資の額	千円 15,000	千円 (ウ) 15,000
自己資本額	千円 88,505	千円 (イ)+(エ) 又は (ア)-(オ)-(カ) 93,415

経営審査項目の記載例

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部				
科 目	6 年 1 月 1 日 （ 期 首 ）	6 年 12 月 31 日 （ 期 末 ）	科 目	6 年 1 月 1 日 （ 期 首 ）	6 年 12 月 31 日 （ 期 末 ）		
現 金	(短期のみ)	260, 272	支払手形	(例－仮受金)	84, 130		
当座預金		573, 088	買掛金		1, 201, 260		
定期預金		244, 619	借入金		1, 160, 000		
その他の預金		15, 000	未払金		2, 279, 128		
受取手形		367, 452	前受金		110, 279		
売掛金		2, 042, 863	預り金		30, 000		
有価証券		533, 850	その他の流動負債		124, 642		
たな卸資産		1, 054, 350	長期借入金		4, 000, 000		
前払金		162, 070	債権償却特別勘定 貸倒引当金 価格変動準備金		×××		
貸付金		50, 000				300, 000	
建 物		×××				×××	
建物附属設備		×××					
機械装置		×××					
車両運搬具		×××					
工具器具備品		×××					
土 地		×××					
その他の流動資産	165, 000						
その他の固定資産	(例－仮払金)	×××	事業主借		B		214, 657
						元入金	C
				青色申告控除前 の 所 得 金 額		D	2, 881, 529
事業主貸	A	561, 341					
合 計		×××	合 計		×××		

損益計算書							
(自6年1月1日 至6年12月31日)							
科 目			決 算 額	※	科 目		
売上(収入)金額 (雑収入を含む)			E 25,003,814		消 耗 品 費		
					18		
					×		
売	期首商品(製品)たな卸高		×		原価償却費	19	×
上							

<記載例>

区 分	前々期分決算	前期分決算
決算期	① 2023 年 1月から 2023 年12月まで	② 2024年 1月から 2024年12月まで
売上高	千円 23,560	千円 E 25,004
払込資本の額 又は出資の額	千円 4,086	千円 C 4,086
自己資本額	千円 6,020	千円 C + D - A + B 6,621